

飼育動物診療施設の管理者の方へ。これも遵守事項です！

飼育動物診療施設の立入検査において、多く見られた指導事項をまとめました。

管理者の方は今一度ご確認をお願いします。また、不明な点は当所へご相談ください。

獣医師の変更等の届出（獣医療法）

○ 下記枠内の事項に変更があった場合、家畜保健衛生所に変更届を提出してください。

獣医療法第3条、獣医療法施行規則第1条

- ① 開設者の氏名及び住所 ② 管理者、管理者の氏名及び住所 ③ 獣医師、獣医師の氏名
④ 診療施設の名称 ⑤ 診療施設の構造設備等 ⑥ エックス線装置に関する事項
⑦ 診療業務の種類 ⑧ 法人の場合、定款又は寄付行為

・ 変更から10日以内に、飼育動物診療施設変更届出書(様式6)及び必要な添付書類を提出してください。遅れた場合、遅延理由書(様式11)を添付してください。

・ 届出様式は家畜保健衛生所のホームページからダウンロードして利用することができます。

放射線診療従事者の線量当量の記録、研修の実施について（獣医療法）

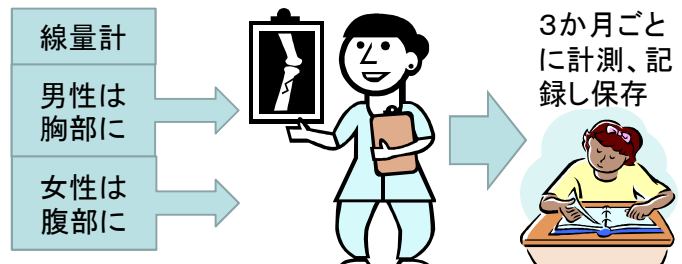
○ 線量当量の記録及び保存を確実に実施していますか？ 獣医療法施行規則第15条

・ 線量計を放射線診療従事者に着用させ、線量当量を測定しましょう。

・ 測定したら3か月ごとに計測し記録します。

記録内容は、実効線量と
組織別の等価線量です。

・ 記録簿の保存期間は5年間です。



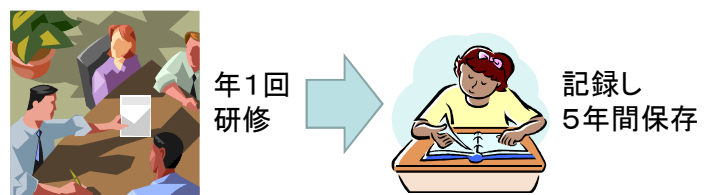
○ 診療従事者の教育訓練及び研修を実施していますか？ 獣医療法施行規則第16条

・ 放射線診療従事者に対し、下記の事項についての研修を年1回実施しましょう。

- (1) 放射線の人体に与える影響
- (2) 放射線診療装置等の安全な取扱い
- (3) 放射線診療装置等による放射線障害の防止に関する法令
- (4) 放射線障害の予防に関する規定

・ 管理者は、下記の事項を帳簿に記載し、5年間保存することとなっています。

- (1) 実施年月日
- (2) 参加者氏名
- (3) 研修内容



愛知県東部家畜保健衛生所
新城設楽支所

〒441-8113 豊橋市西幸町字古並51-1
電話 0532-45-1141 ファックス 0532-48-8943
〒441-1344 新城市野田字上市場26番地2
電話 0536-22-0549 ファックス 0536-23-4952